

【 建設交通部 】

件 名	府営住宅家賃減免手続きについて
<p>申立概要 【受理 3. 4. 22】</p>	<p>府営住宅の家賃減免通知の到着が前年度に比べ大幅に遅延したため、住宅課に遅延理由等について2回問い合わせたが回答がなかった。</p> <p>個人的な感情から審査を厳格にして遅れたのであれば、憲法第 25 条ほか、関連法令を無視する重大な違法行為と言わざるを得ず、やむを得ない事情で遅れたものであっても、家賃が減免されるか否かは今後の生活の見立てをする上で重要な情報であることから、その理由を丁寧に説明すべきだが、住宅課は放置している。</p>
<p>確認事項 【通知 3. 6. 28】</p>	<p>減免通知書の送付時期が前年度より遅延した理由は、住宅課が京都府府営住宅条例第 28 条で規定する家賃の減免の要件を証する書類の取扱いの検討に時間を要したためであり、審査を厳格にしたためではない。</p> <p>住宅課は、申立人からの1回目の問合せに対しては、減免通知書を申立人の居室ポストに投函したことで回答したものとみなしており、また2回目の問合せに対しては、回答が遅れたことについて申立人に謝罪した上で回答している。</p> <p>それ以降、住宅課は、申立人からの問合せに対し順次回答しており、違法な対応や放置をしているものではない。</p>